

平成 30 年度

第 5 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

平成30年8月3日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

## <出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘  
3番委員：森 紀久嗣  
5番委員：渡辺忠洋  
7番委員：麻生幸男  
9番委員：山口 豊

2番委員：磯野義夫  
4番委員：鈴木孝一  
6番委員：吉野公博  
8番委員：矢代とみ江  
10番委員：押元康郎

## <出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 小高一哉、寺井絵里

## 開 会（午後 2 時 00 分）

局長（西川課長）

それでは、定刻となりましたので、只今より平成30年度第5回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は10名の委員のご出席をいたしておりますので大多喜町農業委員会會議規則第7条の規定によりまして会議は成立します。それでは、大多喜町農業委員会會議規則第8条の規定によりまして押元会長に議長をお願いいたします。

議長（押元会長）

議事日程3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会會議規則第14条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、2番の磯野委員、3番の森委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程4の議事に入らさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年8月3日提出 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号14、所在・地番 田代地先、地目 畑、地籍 297m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 自作地の隣接地であり、申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人 高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容、売買による所有権移転。

こちらの案件の権利取得後の農業経営の実態につきましては2ページに記載されているとおりです。

また、本件は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号14については、番号

3の森委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

森委員（3番）

それでは、私の方から番号14についてご報告させていただきます。

この件に関しては、8月1日に義務者立会のもと現地を確認してまいりました。申請地の場所は、資料3-14のとおりです。現況は畠として耕作されており、隣接地が権利者の畠となっている。わずかな面積なので、取得して畠として利用することに何も問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（押元会長）

森委員から番号14の報告が終わりました。質問等のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

番号14についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第1号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続きましていて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

3ページをお開きください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第4条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年8月3日提出。大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号1、所在・地番 部田地先、地目 田、地積 621m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 大多喜町○○○○氏、事由 現在、妻、母親と3人で生活をしているが、将来の安定した生計を確保するため、太陽光発電施設を設置し、土地を有効活用したい。

本件につきましては、7月総会において上程し、保留案件

となっていた案件で、この度再度上程した件でございます。

前回の総会時にご指摘があり、その後関係機関等に国土調査の図面の使用、排水計画について確認し、回答を得ましたので、ここで報告させていただきます。事業計画書の中の隣接農地の同意については、説明のみで同意まで得る必要は無いとの事でした。続いて、国土調査の図面の使用については、この地区は未だ登記が完了していない地区であり、今後不調により登記できない可能性があることから使用することは適當ではないとの事でした。太陽光発電の排水計画については、用水路に流入する計画であれば、用水組合の同意が必要ではないかとの意見がありました。今回の申請地は、かけ流し方式の水田で上流から下流に自己の水田に側溝を設け流していることもあり、必ずしも用水組合の同意が必要と言える案件ではないとの事でした。

以上のこと踏まえ、8月1日午後5時30分に関係者及び利害関係人立会のもと現地確認を行いました。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号1については、私と吉野委員が担当しました。概要については、事務局が説明していただいたとおりでございます。私が立ち合いしたので、代表で現地報告させていただきます。

8月1日、事業者を呼び工事の詳細について立会者全員が納得するまで説明いただきました。埋め立てについては、計画断面図により、現地にて高さを表現したり、どのくらい隣接地から離れたところから法面が始まるなど詳しく教えていただきました。排水も、雨水の流れる方向は資料をもとに現地にて説明いただきました。これらにより、事業計画及び事業方法について特に問題となる点が見つかりませんでした。立会者も、この説明を聞き、この件については今後も見守っていきたいと言っておりました。したがって、この計画は問題ないと判断いたしました。以上、現地報告とさせていただきます。

議長（押元会長）

私が番号1の報告をさせていただきました。質問等のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元委員）

番号1についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元委員）

議案第2号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

4ページをお開きください。議案第3号につきましては、申請案件が4件ありますので、先に事務局にて一括で説明させていただき、その後審議願います。

それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う地上権設定及び賃借権設定の許可申請があつたので、その可否について意見を求める。平成30年8月3日提出。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号12、所在・地番 小苗地先、地目 畑、地積 2筆 合計 2,036 m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 市原市○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 太陽光発電事業を行うための土地を探していたところ、事業者から申請地を紹介され、想定していた条件と一致した事と、日当たりが良かったため、事業の計画に至った。転用を伴う地上権設定。

番号13、所在・地番 板谷地先、地目 田、地積 1,760 m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 東京都多摩市○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 申請地は現在休耕田状態で、今後も地主が農業を行う予定がないため、FIT 固定買取制度を活用して全量売電を行うため、申請地に再生可能エネルギー太陽光発電設備を設置したい。転用を伴う賃借権設定。

番号14、所在・地番 弓木地先、地目 田、地積 9筆 合計 7,358 m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 御宿町○○○○氏、事由 森林法に基づく「林地開発許可申請」と一体的に開発をし、谷津部に放置されている土地を埋立て造成して、農地の復元及び

その他の土地の緑化を行う。本申請地は管理道路及び法面等に転用したい。転用を伴う賃借権設定。

番号15、所在・地番 弓木地先、地目 田、地積 27筆合計 30,879 m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者大多喜町○○○○氏、義務者 御宿町○○○○氏、事由 森林法に基づく「林地開発許可申請」と一体的に開発をし、谷津部に放置されている土地を埋立て造成して、農地の復元及びその他の土地の緑化を行う。一時転用を伴う農地造成。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号12及び番号13については、3番森委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

森委員（3番）

私の方から現地調査の報告をさせていただきます。8月1日に番号12の確認を義務者と農業委員会事務局立会のもと行いました。申請地は、資料5-12の案内図のとおりです。この申請地の現況は、栗の木が植えてありますが、太陽光発電を行うときは、栗の木を抜根し設置するそうです。特に造成は行わないそうです。雨水の処理については、排水施設は設けずに、自然浸透で対応するそうです。また、工事車両については隣接地から入り、水路に鉄板を敷設し、そこから申請地に入る計画を立てており、既に隣接地所有者には許可を得ているそうです。以上のことから特に問題はないと思われます。

続いて、番号13について説明させていただきます。こちらの案件も8月1日に義務者と農業委員会事務局立会のもと行いました。申請地は、資料5-13の案内図のとおりです。この申請地は、以前ゴルフ場の依頼を受け、芝を作っていたが、現在は草刈りして保全管理の状態となっております。隣接地は、河川と県道に挟まれているため隣接農地はありません。雨水の処理は、自然浸透で行うそうです。以上のことから特に問題はないと思われます。

議長（押元会長）

森委員から番号12及び番号13についての報告が終わりました。質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長） 質問等が無いようですが、番号12及び番号13については、ご異議ございませんか。

議場 異議なし

議長（押元会長） それでは、番号12及び番号13について異議なしとして決定いたします。続きまして、番号14及び番号15についても3番森委員が現地確認を担当していただきましたので、その報告をお願いします。

森委員（3番） 私の方から現地調査の報告をさせていただきます。8月2日に番号14及び15の確認を申請者と農業委員会事務局立会のもと行いました。最初に番号14ですが、申請地は、資料5-14のとおりです。この申請地は、法面及び管理道路として転用を行うとの事です。次に番号15ですが、番号14と同じ場所になり、申請地全てを埋立て後に畑として利用するところです。詳細については、この説明後現地に行くと言うことなので、見ていただければわかると思います。説明は以上です。

議長（押元会長） 森委員から番号14及び番号15についての報告が終わりました。それでは、一旦会議を中断させていただき、現地を案内していただき、その後に質問等をお受けしたいと思います。

— 会議を中断し、現地へ移動 —

現地 現地案内

— 現地から戻り、会議再開 —

議長（押元会長） 現地確認について大変ご苦労様でした。  
それでは、会議を再開します。  
番号14及び番号15について意見等のある方はお願いします。

磯野委員（2番） 現地で工事を行っている箇所も今回の申請地になってい

るのですか。

事務局（小高）

本日見ていただいた場所で、地形が変わっている場所は、平成28年度に転用の許可がなされた土地及び農地以外の場所となります。今回の申請地については、まだ許可となつていませんので、工事着工していません。また、林地開発の申請もしていますので、併せて許可後に工事を行うこととなります。

議長（押元会長）

資料の中のこの黄色く塗られた部分が、今回の申請地です。

磯野委員（2番）

わかりました。

吉野委員（6番）

最終的にはテーマパークにしたいと言っていたが、何年後ぐらいに考えているのか。

事務局（寺井）

造成工事は4期12年かけて埋立てを行います。但し、通常の農地転用の許可については3年間の期間となっていますが、林地開発の許可が12年となっていることから、特例として申請が工事期間12年で認められました。

議長（押元会長）

他に意見等のある方はお願いします。

議場

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質問等が無いようですが、番号14及び番号15については、ご異議ございませんか。

議場

———— 異議なし ————

議長（押元会長）

それでは、番号14及び番号15について異議なしとして決定いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

8ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強

化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成30年8月3日提出 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案）別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年8月6日。

それでは、9ページ以降が利用集積計画（案）でございます。整理番号30-45、農用地利用集積計画各筆明細書、利用権を設定する土地・利用権の条件、所在地番 三又地先、地目 田、地籍 968 m<sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ 60 kg、利用権設定の期間 5年、期間が平成30年8月4日から平成35年8月3日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。この他5件となります。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は15及び16ページに掲載のとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。ご質問等のある方はお願ひします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようです。第4号議案については、異議ございませんでしょうか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第4号については、以上のとおり決定しました。  
議件は以上をもって終了となります。  
続いて、報告事項について事務局よりお願ひします。

事務局（寺井）

17ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条

の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があつたので報告する。平成30年8月3日 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

番号16、所在・地番 堀之内地先外9筆、地目 田及び畠、地籍合計2,169.3m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年7月2日、権利者 東金市○○○○氏。

番号17、所在・地番 粟又地先外14筆、地目 田及び畠 地籍合計8,016m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年7月2日、権利者 市原市○○○○氏。

19ページをお開きください。報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下について。下記のとおり、農地法第3条による許可申請の取下願の提出があつたので報告する。平成30年8月3日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1、譲受人 市原市○○○○氏、譲渡人 市原市○○○○氏、許可申請取下に係る土地、所在・地番 会所地先、地目 畠、地籍5,051m<sup>2</sup>、取下事由 現地が畠として利用できないため。

20ページをお開きください。こちらは、只今報告第2号にて報告した案件となります。報告第3号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があつたので報告する。平成30年8月3日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号11、所在・地番 会所地先、地目 畠、地籍合計5,051m<sup>2</sup>、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳地目変更、調査・報告地目 照会地は、本年7月総会で、農地法第3条による所有権移転の許可申請をしていたが、現地調査の結果、既に地目が農地以外のものであったため、取下願いの提出がされた。

現況は植林され、管理された杉林であり、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者 市原市○○○○氏。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（押元会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思いま

す。つづいて、議事日程 6 のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

局長（西川課長）

特にありませんが、委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を開会させていただきます。

閉　　会（午後 4 時 52 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 8 月 3 日

会　　長

押え麻印

署名委員

磯野義夫

署名委員

森 純久